

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議	
開 催 日 時	平成31年2月4日 午前9時02分から 午前10時20分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、三田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、河田議会事務局議会総務課長、須田学校教育部次長兼教育総務課長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>(担当課1) 清水市民環境部次長兼産業振興課長、森田同課長補佐、奥田同課専門員兼産業労働係長、大貫同課同係主査</p> <p>(担当課2) 紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長、鈴木同課主幹兼課長補佐、高橋同課資源リサイクル係長</p> <p>(事務局) 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、五十川同課政策企画係主事</p>	
会 議 内 容	<p>1 朝霞市産業振興基本計画（案）について</p> <p>2 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）について</p>	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市産業振興基本計画【概要版】（案） ・朝霞市産業振興基本計画（案） ・第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（改定）【概要版】（案） ・第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案） 	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月

	<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>	
<p>審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）</p>	
<p>【議題】 1 朝霞市産業振興基本計画（案）について</p>	
<p>【説明】 （担当課 1：清水市民環境部次長兼産業振興課長） 朝霞市産業振興基本計画（案）について説明する。 まず、本計画の策定過程から説明する。 本計画は、平成29年度から策定作業に入った。策定の議論の場の中心として、朝霞市産業振興基本計画策定委員会を設置し、これまでに8回の委員会を開催した。委員会では、昨年度は主に、経済センサス等の既存のデータの整理及び市内産業実態調査としてアンケート調査を実施し、本市の現状を把握及び課題の抽出を行った。今年度からは、基本目標、施策の方向性、基本施策等の検討を行っている。 また、今年度から庁内検討委員会も設置し、これまでに4回開催したところである。 さらに、事業者や市民の意見を伺う機会として、事業者ヒアリング、市民説明会、商工会研修会での概要説明、商工会事務局との意見交換、またパブリックコメント及び庁内コメントを実施している。 次に、朝霞市産業振興基本計画（案）について説明する。 朝霞市産業振興基本計画【概要版】（案）の1ページ目にあるとおり、本計画は、変化する社会環境に対応するため、本市の産業振興の目標や施策の方向性を明らかにし、本市ならではの地域特性を生かした産業振興を進めるため策定するもので、平成31年度から平成40年度までを計画期間としている。 概要版の2ページ目をご覧くださいと、本計画は、産業を含めた市の現状とその課題、課題解決のための施策の方向性とそれを支える基本施策、具体的な事業としての「リーディング・プロジェクト」と基本目標（目指すべき姿）で構成されている。 ここではまず、既存データの整理やアンケート調査等を基に、その現状を抽出し、代表的なものを「市内の現況」として、5つの視点ごとに2つずつ示している。また、現況の整理からそれぞれの視点ごとに9つの「抽出された課題」を示している。そのうえで、「方向性と施策体系」として課題解決の方向性を5つ掲げ、さらにその方向性を支える14本の基本施策を設定している。なお、計画（案）本編では、基本施策ごとに事業イメージと指標を設けている。 5つの方向性について詳しく説明する。 まず、方向性1「暮らしにマッチした生活環境の創造」について説明する。これは、主に商業系のテーマとなる。人口増が続く朝霞市に多様な方々が居住し、訪れていただ</p>	

いている中で、買い物環境等の脆弱性が明らかになっている。これらを取り巻く多様なニーズに産業を通じて対応することで、より良い生活環境の創造につなげていくものである。具体的な基本施策としては、「(1-1)にある賑わいの拠点づくり」や「(1-2)個店や商店街等の魅力アップ」、それらに伴った「(1-3)買い物環境の向上」となっている。

次に、方向性2「安心・安全な市民生活を支える産業の活性化」について説明する。朝霞市産業振興基本計画(案)本編の26ページをご覧くださいと、市民の日頃の生活の中で、「医療・治安」といった良好な生活環境の構築に対するニーズが高いことが分かる。そこで、こういったサービスを提供する事業者の誘致や育成等を通して、より安心・安全な朝霞市の実現に寄与していく。具体的な基本施策としては、子育てや医療・福祉といった業種の進出支援等による「(2-1)市民の生活を支え高めるサービスの機能を強化」及び「(2-2)コミュニティ・ビジネスの育成」を掲げている。

次に、方向性3「社会環境の変化に呼応した新たな産業の創出と育成」について説明する。これは、主にもものづくり等の業種がテーマとなる。本編31ページをご覧くださいと、グラフの上から4項目、5項目目において、事業者間連携をしたことがある方が約15パーセント前後となっており、事業者間連携があまり進んでおらず、事業者が自力で事業活動を行っていることが読み取れる。本市は、著名な研究機関等、技術力の高い事業所も立地していることから、事業者間連携を進めることにより新たな産業を創出できる可能性がある。そこで、事業者間交流を促進するとともに、企業を誘致することで、技術力等の強化を促し、変化の激しい環境に対応できる産業や新たな産業の創出を目指していく。基本施策としては、研修会や勉強会等を通じ、多様な事業者を巻き込んでイノベーション創出を図る「(3-1)社会環境の変化をリードする新たな産業の育成」、企業誘致を行う「(3-2)あさかにマッチした企業誘致と産業集積の推進」、事業者間交流を進めていく「(3-3)産業ネットワーク基盤の創造」を掲げている。

次に、方向性4「市民に身近なあさか都市農業の確立」について説明する。本市は農家戸数及び経営耕地面積が減少傾向にあり、農業経営において後継者や担い手の確保など、人材に関する課題が顕著に現れている。その中で、農業振興に向けて取り組んでいきたいこととしては、地産地消に向けた取組に対する意向が高いことが分かる。こういったことから、課題の解決に向け、担い手の確保と都市農業の環境特性を活かした地産地消を推進していくものである。具体的な基本施策としては、農家と消費者の距離が近いというメリットを活かした「(4-1)都市農業の推進と担い手育成」、農業体験や市民農園を通じた「(4-2)農地の多面的機能の促進と市民とのふれあいの機会づくり」を掲げている。

最後に、方向性5「産業人材・産業基盤を強化する総合的な支援の充実」について説明する。本市の産業は長期的に縮小傾向となっているが、これからも安定的に事業活動ができ、また新たな産業の芽が活発に出てくるよう、総合的な支援を実施するものである。基本施策としては、金融支援や事業承継の促進を中心とした「(5-1)産業基盤の強化に向けた取組推進」、起業促進に向けた「(5-2)起業しやすい環境づくり」、従業員確保や職住近接の実現に寄与する「(5-3)産業を支える人材の確保・育成」、

従業員の定着や新たな働き方の支援する「(5-4)働きやすい環境づくり」を掲げている。

これらの方向性や基本施策を基に、市民生活の向上に直結し、かつ複数の基本施策を主導するものを「リーディング・プロジェクト」として、「起業」「企業誘致」「地産地消」「就労」という4つのテーマごとに設定し、実施していく。

この「リーディング・プロジェクト」について、詳しく説明する。

まず「1 あさか起業×リノベーション・プロジェクト」について説明する。

本プロジェクトは、新たに店舗等を増やし、買い物環境等の向上を目指すことを目的としている。手法としては民間主導による起業支援の仕組みづくりと、その仕組みを通じた商店街等の空き店舗の活用を考えている。

起業支援の取組みでは、民間事業者が中心にハブを立上げ、起業を志す人は、そこに行けば起業に関する情報、ノウハウ、相談等のワンストップサービスを受けられ、さらにそのハブを中心に商工会、行政、金融や不動産等といった主体が協働・連携していく体制の構築を目指していく。また、この体制を通じ、商店街の空き店舗活用に関する方策を検討することを想定している。

次に「2 あさか型企業誘致プロジェクト」について説明する。

本プロジェクトは、市内に新たな企業を誘致するとともに、市内事業者の流出を食い止め、雇用の創出及び職住近接を実現することを目的としている。具体的には、254バイパス周辺地区において、現在進行中の土地区画整理事業の支援や、今後完成予定の同バイパス周辺の土地の産業利用の検討、都市型産業の誘致を図っていきたいと考えている。都市型産業としてここで想定しているのは、住宅都市という本市の特性から、生活関連業や情報を生産する業種（情報・通信、広告、デザイン等）である。

次に「3 あさか野菜の地産地消プロジェクト」について説明する。

本プロジェクトは、新鮮な食材に対する高い市民ニーズと生産者における地産地消に向けた取組意向をマッチさせ、これまで以上に地産地消の推進を図ることを目的とする。具体的な手法としては、商工会やJAなどとの連携による商品開発の支援、また、JAなどを拠点とした地産地消の推進を考えている。来週にはJAあさか野の本店がオープンするが、この施設を地産地消の拠点とし、農業委員会やJAなどの関係機関と協力して、市民と生産者が交流できる場づくりを行う。また、「あさか野菜deベジグルメ」などを通じて農産物を活用した高付加価値な商品の開発を行うことで、市民と事業者などが協働して地産地消を推進していく。

次に「4 あさかで働こうプロジェクト」について説明する。

本プロジェクトは、事業者の人材不足解消と職住近接の実現等市民の日常生活の質の向上を目指し、市民が市内の事業所で働くことを支援する。具体的には、ハローワーク朝霞や事業者等と連携・協働し、セミナーや相談会を通じた潜在的求職者の掘り起こしを行い、そこに面接会等を連動させることで、一貫した支援を実施する。また、ワークライフバランスの推進に取り組む事業者の認定制度を設け、事業所の人材確保の一助とすることなどを想定している。

これらのプロジェクトや既存の事務事業の実施を通して、本計画の基本目標である「市

民生活と調和し 豊かな暮らしを実現する あさか産業の振興」の実現を目指していく。この基本目標は、本市が緑豊かな住宅都市であること、また、策定過程における各種の調査等を基に「市民の暮らしをより豊かにするために産業の振興を行う」という姿勢を明らかにしているものである。

本計画の進捗管理については、現在の「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」の所掌事務に「計画の進捗管理」を加え、進捗状況の報告等を行うと同時に評価をしていただくことで、本計画の実行性を高めていく。そのため、平成31年第1回市議会定例会に朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例の一部改正条例を提出する。

【意見等】

(小酒井都市建設部長)

情報提供であるが、254バイパスの沿道地域について、朝霞県土整備事務所を通じて市から県のほうに、沿道利用ができるような道路整備をするようお願いしている。これは、第一期の調整区域が、台の交差点からクリーンセンターの近くまで、暫定二車線で供用しているところであるが、高低差がない部分について、側道が五メートルしかなく沿道利用ができないのではないかという懸念があるためであり、県土整備事務所のほうには、第二期の設計の時に側道を六メートル以上にしてほしいということなどを、繰り返し申し上げているところである。

また、シンボルロードや市役所前広場について、一年後にオープンした時に、入口としてイベント的に活用していける可能性を考えている。

(神田市長公室長)

シンボルロードは特徴的な施策であるので、都市建設部のほうでも様々な策を講じているところであるが、単にイメージだけが先行したり、行政の担当が入らなかったりすることがないように、市民環境部とも連携し、双方踏み込んでいってほしい。

(宮村市民環境部長)

市民環境部のほうでも、254バイパスの沿道の利用について、農業をやっている市民からお怒りの意見をいただいていることなどから、産業の計画に盛り込み、利用者のバックアップを行っていきたいと考えている。

(神田市長公室長)

産業振興基本計画（案）本編の67ページに、254バイパスについて、朝霞市都市計画マスタープランの土地利用方針のことが書いてあるが、現状の都市計画マスタープランの沿道利用と、この産業振興基本計画（案）の書き方は合っているのか。

(担当課1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

現状の都市計画マスタープランのものとは合っていない。

(神田市長公室長)

こういうものを裏付けとして、今後都市計画マスタープランで必要な作業の段階で吸収していくというのが計画論であるが、産業サイドとしての現地の農地の問題や、産業集積の問題があるから、そういう議論を経て、こういう書き方に方向付けしていきたいということを、都市マスのほうは受け止めてほしいということによいか。

(担当課 1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

そのとおりである。

(小酒井都市建設部長)

ここに示された方針をもとに産業利用を支援していくということであり、都市計画マスタープランも、大まかな方針はそのようになっている。

(神田市長公室長)

議論では齟齬は生じておらず、細かいところの作業は、方針の更新などの段階で行うということによいか。

(小酒井都市建設部長)

そのとおりである。

(内田福祉部長)

この産業振興基本計画（案）は今までにない計画の立て方であり、その一つに「リーディング・プロジェクト」というのがある。これは施策体系の構成の中ではあくまでもイメージということであるが、「実施計画」はどういうものを想定しているのか。

(担当課 1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

ここでいう「実施計画」は、総合計画における実施計画を想定しているが、表現については再度検討する。

(内田福祉部長)

産業振興基本計画に基づいた施策の評価や、産業振興基本計画自体の進捗評価はないということか。

(担当課 1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

この計画が進んでいるか否かも含めて、新たな第三者機関の中で評価を行っていきたいと考えている。

(内田福祉部長)

総合計画の中の実施計画も含めて、新たな第三者機関で評価するということか。

(担当課 1 : 奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

そのとおりである。

(神田市長公室長)

産業振興基本計画を改組する策定委員会の中で検討を進めてほしい。今まで産業の政策を補完する第三者機関はなかったが、それを新たに設置することで、産業政策全体を満たせるため、当然に実施計画も含まれているという位置付けであると思う。

(内田福祉部長)

「リーディング・プロジェクト」は、実施計画に載ってくるものであるということか。

(担当課 1 : 奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

一部は載ってくるものである。

(宮村市民環境部長)

行政の施策を立てて評価をしていくだけではなく、民間の事業者や市民を巻き込み、時点時点で修正を行いながら「リーディング・プロジェクト」を進めていくような計画としていきたい。

(神田市長公室長)

今の話を受けると、産業振興基本計画（案）本編 49 ページから掲載されている「施策及び主な事業内容」については、市が直接できる施策レベルの話であって、これらをさらに大きく捉えたものが「リーディング・プロジェクト」であるというような関係性であるかと思うが、そのとおりか。

(宮村市民環境部長)

本編 49 ページから掲載されている各指標については、当初はこの計画にはなじまないという理由から盛り込む予定はなかったが、指標がないと進捗管理ができないという意見があったため、取り入れたものである。市民環境部としては、この指標はあくまでも進捗管理のために設定してあるものであって、最終的には 4 つの「リーディング・プロジェクト」をどう進めていくかというところに重点を置いている。

(三田こども・健康部長)

総合計画における実施計画を進めるために、各課で個別の表を作らせる過程があると思うが、産業振興基本計画の進捗管理においてもそれと同じことを行うのか。今までも庁内の計画について、所管課が「この事業はこの計画のここに位置付けている」という認識がないと、計画の進行が難しい部分があったと思うが。

(担当課 1 : 清水市民環境部次長兼産業振興課長)

先ほど市民環境部長からも話があったとおり、産業振興基本計画は、各施策について市のほうから指示をして進めていくものではなく、市民や事業者が一緒になって考えていくという性質のものである。指標についても、当初設定することを考えていなかったが、指標がない中では計画の進行方針をイメージしづらいため指標を入れさせていただいたという経緯があることから、各課にこの計画の指標に基づいて新たに数値目標を立てていただくことは想定していない。ただし、今年度から庁内の検討会議を開始しており、それぞれ肝となる課の方に参加していただいているため、この計画の理念を基に、各課でサービスのあり方などを考えていただきたい。

(三田こども・健康部長)

総合計画を始め、各課に個表の作成が依頼されており、職員が時間を割いているところであるが、産業振興基本計画のPDCAサイクルにおいても、進捗管理のための定期的な個表の作成作業などを組み込むのか。

(宮村市民環境部長)

産業政策に寄与するものなど、産業振興基本計画における位置付けが必要な事業については報告を求めることもあるが、必ずしも各事業をこの計画に細かく位置付けるようなことはない。

(担当課 1 : 清水市民環境部次長兼産業振興課長)

報告を求めることがあるとしたら、「リーディング・プロジェクト」の中に位置付けられる事業であると考えられる。例えば「4 あさかで働こうプロジェクト」に関して、福祉サイドで昨年8月頃に実施した保育園と放課後児童クラブの就職相談会などを、今後産業サイドと連携して行っていく場合などである。

(内田福祉部長)

まずは産業振興基本計画の進捗管理がどうであるかということで、ある程度これらの指標を中心に評価をしていただき、「リーディング・プロジェクト」については指標がないため、関わりがある事業も含めて全体的に評価していくのがいいのではないかと思う。

(三田こども・健康部長)

指標に基づいて進捗管理をするのが仕事になっては困るという危惧があるが。

(内田福祉部長)

実際に多くの指標を設定しても、評価する委員のほうで全てを把握することができないため、施策的な評価に留めたほうがよい。

(三田こども・健康部長)

産業振興基本計画【概要版】(案)の「方向性と施策体系」にある、方向性1「暮らしにマッチした生活環境の創造」の1-2「個店や商店街の魅力アップ」について、「個店」とは何を指しているのか。計画(案)本編の用語解説の中にも記載がないようである。

(担当課1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

「個店」とは「個人商店」のことである。用語集に追加する。

(内田福祉部長)

朝霞市の民間事業者は9割が中小企業と思われるが、産業振興基本計画(案)に記載されている統計データ上からは、そのことは読み取れない。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

指摘のとおり、そのデータは取得しているので、産業振興基本計画(案)本編16ページ以降に加える。

(神田市長公室長)

産業振興基本計画(案)本編54ページを見ていただくと、事業イメージの中で「新産業等のインキュベーション施設の整備支援」という具体的な言葉が出てくるが、より具体的にイメージしているものや、それに関する議論などはあるのか。さらに、隣町の和光市には中小企業のためのインキュベーションプラザがあるが、そこの連携などについて議論などはあるのか。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

和光市のインキュベーションプラザについては担当課でも認識しているところであり、朝霞市の商工会を交えて、和光市の商工会とも話す機会があるが、実際の話を知ると、プラザの入居者の事業内容には高度なものが多く、なかなか活用されないという現状がある。ただし、事業者間の連携は非常に重要であり、昨日2月3日に開催されたあさか産業フェアでは、工業部会が近隣市や都内の事業者も交えた異業種交流会を実施していたことなども踏まえ、市としても工業部会や商工会と連携を図りながら、研究を進めていきたいと考えている。

(神田市長公室長)

連携の場を作るイメージがあるということであるが、「施設」「整備」といった文言はハードルが高いのではないか。あくまでも「施策概要の中身を実現するとしたらどのような事業が必要であるか」というイメージであるなら、このままでもよいが。

(宮村市民環境部長)

「研究」のような柔らかい表現が適切ではないか。

(担当課 1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

そういった方向で修正していく。

(神田市長公室長)

産業振興基本計画(案)本編57ページの事業イメージ「生産緑地地区の追加指定の促進」について、都市建設部とも調整しているところだと思うが、いわゆる生産緑地の2022年問題などで、制度の運用や区画整理上の課題がある。両者はどのように考えているのか。

(小酒井都市建設部長)

生産緑地地区の追加指定については、国としても、都市に農地はあるべきものとして位置付けたいという意向がある。2022年問題については、生産緑地にスムーズに移行できるよう周知徹底をしていかなければならないので、市民環境部と連携しながら、JAなどを通じて進めていきたいと考えている。また、この制度体制の下で、意向があれば直売所だけでなく農家レストランなども生産緑地区内に作ることができるようになる。これは、地場産の野菜を何パーセント使っていればレストランが開ける、といったようなものであり、地場産野菜をどんどん使っていこうという方針の施策である。

(神田市長公室長)

産業振興基本計画(案)本編55ページに「産業集積」という言葉を使っているが、この表現は適切なのか。策定部会などでこれに関する議論があったのであれば伺って理解を深めたいが、いかがか。

(担当課 1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

ここでいう「産業集積」は、一定の地域や地区の中に事業者が多数集まっているという意味である。策定委員会での策定過程では、現状としては事業所の数が減っており住宅都市に合うような産業環境になっていないということ踏まえ、数を揃えておくという発想も大事なのではないか、という議論の中から出てきた表現である。

(小酒井都市建設部長)

産業の「振興」とするのが適切ではないか。

(担当課 1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

庁内検討会議でも大きな議論になっている点ではなかったため、今後、まちづくり推進課などとも相談して検討を進めていく。

(神田市長公室長)

これまでに出了意見と整合性を図りながら検討を進めてほしい。

(小酒井都市建設部長)

お願いであるが、産業振興基本計画(案)本編のⅡ、Ⅲ、Ⅳに掲載しているデータについて、図であれば図表番号をデータの下部に、表であればタイトルをデータの上部に、それぞれ記載してほしい。

(神田市長公室長)

記載方法について再度整理してほしい。

(三田こども・健康部長)

産業振興基本計画(案)本編26ページのアンケート「①市民生活における困りごと」について、日常の生活での困りごとの一つに「安心して利用できる医療機関」という項目がある。これは、例えば「何科が少ない」などといった具体的な意見をまとめて記したものであると思うが、表現については再検討してほしい。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

これは、市民に対し「必要と感ずることや困っていること」を調査したアンケートの結果であるため、本文中の「市民生活における困りごと」という表記を修正する。

(重岡危機管理監)

産業振興基本計画(案)本編17ページの「産業分類別の民営事業所数・従業者数」を見ると、農業などは事業者数・従業員数ともに非常に少ないことが読み取れるが、計画(案)の方針や「リーディング・プロジェクト」に農業の振興を大きく盛り込んでいくことについて、現状を踏まえ、事業者に対しどのように説明していくのか。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

産業は、市だけでなく市民と事業者とが一緒に盛り上げていくものである。農家数は200くらいとなっているが、農地の必要性というのは、地産地消の取組みや生産緑地区の問題のほか、例えば防災の時に緩衝地区になるなど、多くの分野に絡むものである。そのため、数は少なくても、市として農業を推進していくべきであるとして、「リーディング・プロジェクト」の柱の一つに掲載している。

(神田市長公室長)

今説明された農地の必要性などについて、産業振興基本計画(案)本編33ページの「(4)あさかの農業」に書き足し、補足してほしい。

(担当課 1 : 清水市民環境部次長兼産業振興課長)

そのように加筆修正する。

(三田こども・健康部長)

産業振興基本計画(案)本編55ページの事業イメージ「市有地の産業活用の検討」について、これは旧朝霞第四小学校跡地のことか。旧四小については後の項目に既存事業として記載されているが、それ以外に使える市有地は今のところないのではないか。

(神田市長公室長)

大きく捉えると、将来的に発生する可能性が全くゼロではないという面がある。

(宮村市民環境部長)

将来発生した場合を視野に入れて、計画の中に位置付けたいと考えている。

【結果】

計画(案)を一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について

【説明】

(担当課 2 : 紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

説明前に、資料について2点修正がある。1点目は、資料番号について「第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(改定)【概要版】(案)」が「資料2」となっているが、こちらを「資料1」と訂正し、「第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)」の本編が「資料1」となっているところを「資料2」と訂正する。2点目は、各資料の文中に西暦の表記がなく、和暦のみの表記となっているため、全てに西暦を併記する。庁議の資料は、これらの2点を修正する。

第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて説明する。

まず、計画の改定の背景と目的について説明する。

第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画は、平成26年3月に、平成35年度までを計画期間として策定した。その中で、平成30年度を中間年度に設定し、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画で掲げた数値目標や重点施策などについて、達成度や各々の取組みの状況を踏まえ、見直しを行うこととしていた。平成30年度の状況としては、事業ごみの排出量の増加や再生利用率、リサイクル率など、一部において目標が未達成であったため、中間見直しを行った。

見直しの内容としては、まず人口の推計について、過去の人口推移の状況から平成30年1月までの推移を考慮し、平成40年度までの人口推計値を算出した。それに合わせて、ごみ排出量についても、過去の排出量の推移から、人口推移を考慮し、推計の

排出量及び目標値を定めた。

また、目標達成のための施策についても検討した。内容としては、現在排出量が増加している事業ごみの減量対策として、展開検査の実施を強化するほか、年間1社で実施している大規模事業者の立ち入り調査について、回数の増加や、調査時に廃棄物のリサイクルを推進するなどの見直しを行う。また、現状で把握しきれていない市内の中小規模事業者へのリサイクルの推進を行うことでも、クリーンセンターへの事業ごみの搬入量を削減できるものと考えている。このほかにも、先進市で実施している優良排出事業者の表彰制度などの実施を検討する。

市民への啓発としては、分別の啓発の強化によるリサイクルの推進に取り組んでいく。審議会の委員からも意見が出たところであるが、ごみ組成の中では特に紙類が多くを占めており、この紙類を適正に分別することによって、可燃ごみの減量及びリサイクルの推進が図られるものと考えている。このほかにも、店頭啓発活動の回数の増加や、先進市で実施している施設の見学会の手法を取り入れるなど、分別・リサイクルに関心が低い方へ向けたイベントにおける事例を参考に、市民への啓発を強化したいと考えている。

また、朝霞市には、学生の単身者や外国人など、頻繁に転出入する世帯も多く居住しているため、そういった世帯への啓発についても強化していきたいと考えている。

和光市とのごみ処理広域処理施設の建設に関する協議については、第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）本編70ページ「②計画的な施設整備」に掲載している。

【意見等】

（内田福祉部長）

「ごみ排出量の目標値」について、集団資源回収以外の項目は削減となっているが、集団資源回収については維持の目標値となっているのはなぜか。

（担当課2：高橋資源リサイクル課資源リサイクル係長）

一般廃棄物処理基本計画では、ごみから事業ごみを除いたものを生活系ごみとしており、その中から再生利用のために集団資源回収ができる古紙などを、できる限り集団資源回収に回してもらうことで生活系ごみを削減するという目標設定のしかたになっている。

（重岡危機管理監）

生活排水については、一般廃棄物処理基本計画（改定）【概要版】（案）に掲載しないのか。

（担当課2：紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長）

一般廃棄物処理基本計画（改定）【概要版】（案）は「一般廃棄物処理基本計画」ということで廃棄物処理を主とし、し尿処理については、一般廃棄物処理基本計画（案）本編の76ページ以降の説明のみとさせていただく。

(木村上下水道部長)

し尿処理については、埼玉県が基本構想を持っており、平成31年度に、この「第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」とは別に見直しをしなければならないこととなっている。朝霞市においても、埼玉県の基本構想に基づいた生活排水計画が策定されており、埼玉県の見直しに先駆けて、市のほうで見直すことが決まっている。

(小酒井都市建設部長)

統計データによると、この5年間で朝霞市の人口は増加しているが、ごみ排出量は3パーセント減少している。これについては、同様の傾向が全国的にあるのか、それとも市の取組みの成果によるところが大きいのか。

(担当課2：高橋資源リサイクル課資源リサイクル係長)

一般廃棄物処理基本計画（案）本編36ページに、類似団体及び近隣3市とのごみ処理状況における比較データを掲載しているが、他市においてごみ排出量が減少しているかどうかについては、再度調査する。

(神田市長公室長)

一般廃棄物処理基本計画（案）本編51ページを見ると、ごみ排出量等の将来推計については、環境省所管の指針に基づきトレンド法で算定しているとあるが、9ページの将来人口推計についてもトレンド法を採用している理由は。

(担当課2：鈴木資源リサイクル課主幹兼課長補佐)

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」では、人口の将来予測については、トレンド法やコーホート要因法により行うことが適当であると示されている。このことを踏まえ、今後5年間の短期的な将来予測をするにはトレンド法が適すと考え、トレンド法を採用したものである。

(神田市長公室長)

環境省としてはいずれの方法でもよいということなのか。

(担当課2：紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

そのとおりである。この計画自体が短期的なものであるため、将来予測はトレンド法を用いている。

(神田市長公室長)

一般廃棄物処理基本計画（案）本編52ページの「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」について、推計値の推移に対し、平成32年の目標を大幅に低減させている理由は何か。

(担当課 2 : 鈴木資源リサイクル課主幹兼課長補佐)

一般廃棄物処理基本計画(案)本編15ページ及び16ページに、平成32年度のごみ排出量等における国及び県の達成目標を掲載している。朝霞市の推計を踏まえ、これを目標値に盛り込んだ結果、このようなグラフの形となっている。

(神田市長公室長)

市における平成32年度の目標値は、県の目標値を反映させなければならないのか。

(担当課 2 : 紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

国や県の目標値を反映させなければならないという指示はない。

(神田市長公室長)

この目標値を設定するのであれば、目標を達成するために具体的な施策をどんどん盛り込んでいかなければならないということであるが、国や県の目標値に合わせて設定しているのは不自然なのではないか。

(担当課 2 : 高橋資源リサイクル課資源リサイクル係長)

平成32年度の目標値については、環境大臣が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づく、国の達成目標である「平成24年度に対し、平成32年度において約12パーセント削減」を反映させて設定したものである。

(担当課 2 : 紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

目標値は、あくまでも目安として国や県の目標値を反映させている。目標達成のための取組みについては、資料編に記載している。

【結果】

概要版及び計画(案)の一部を修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】